

大分大学医学部附属病院特定行為研修生受入内規

令和 3 年 9 月 2 9 日 制 定
令和 3 年医学部附属病院内規第 1－2 号

(趣旨)

第 1 条 この内規は、大分大学医学部附属病院看護師特定行為統括センター細則（令和 3 年医学部附属病院細則第 1－2 号）第 1 5 条の規定により、保健師助産師看護師法（昭和 2 3 年法律第 2 0 3 号。以下「法」という。）第 3 7 条の 2 第 2 項第 4 号に規定する特定行為研修（以下「特定行為研修」という。）の研修生（以下「特定行為研修生」という。）の大分大学医学部附属病院（以下「本院」という。）における受入れに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この内規における用語の意義は、法その他関係法令（以下「法令等」という。）の定めるところによる。

(研修内容)

第 3 条 特定行為研修は、法第 3 7 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令（平成 2 7 年厚生労働省令第 3 3 号）及び本院が策定した研修計画に基づき実施するものとする。

(研修方法)

第 4 条 本院の特定行為研修は、共通科目及び区分別科目により構成し、講義、演習及び実習により実施するものとする。

2 特定行為研修生は、次の各号に掲げる研修方法により受講しなければならない。

- (1) 共通科目を全て受講すること。
- (2) 区分別科目は、選択した領域別パッケージの科目を受講すること。
- (3) 区分別科目を受講するためには、共通科目を修了すること。

(研修科目及び研修時間)

第 5 条 本院で実施する特定行為研修の科目及び研修時間は、別表第 1 のとおりとする。

(定員)

第 6 条 特定行為研修の定員は、8 人とする。

2 定員の内訳は、別に定める。

(受講資格)

第 7 条 本院の特定行為研修を受講できる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 日本国内における看護師免許を有すること。
- (2) 看護師の免許取得後、通算 5 年以上の看護実務経験を有すること。
- (3) 所属長の推薦を有すること。
- (4) 所属機関から特定行為の実践及び協力が得られ、かつ、所属機関における時短労働、休日の確保等優先して研修を受講することに対する協力が得られていること。
- (5) 看護職賠償責任保険（特定行為を対象とするもの）に加入していること。

(出願)

第 8 条 本院の特定行為研修の受講を希望し、出願する者（以下「出願者」という。）は、別に定める次の各号に掲げる書類を病院長に提出するものとする。

- (1) 志願書
- (2) 履歴書
- (3) 志願理由書
- (4) 推薦書
- (5) 緊急連絡先届

- (6) 看護師免許証の写し
- (7) その他病院長が必要と認めるもの

2 前項の場合において、共通科目のみの受講を希望し出願することはできない。

(既習得科目履修免除)

第9条 本院又は他機関が実施した特定行為研修において共通科目を修了し、共通科目の履修の免除を受けようとする出願者は、出願時に別に定める既修得科目履修免除申請書に当該特定行為研修の修了証を添えて申請するものとする。

2 前項の申請があったときは、大分大学医学部附属病院特定行為研修管理委員会（以下「委員会」という。）において、共通科目の履修免除の可否を決定する。

3 病院長は、前項の規定により共通科目の履修免除を決定したときは、別表第2に規定する共通科目研修料の全額を免除するものとする。

(審査)

第10条 特定行為研修の受講の可否は、出願者から提出された書類を審査の上、委員会の議を経て、病院長が決定する。

2 病院長は、前項の規定により受講の可否を決定したときは、出願者に対して特定行為研修生選考結果通知書を交付するものとする。

(研修料の納入)

第11条 特定行為研修の受講を許可された者は、受講を許可された科目について別表第2に規定する研修料を指定期日までに納入しなければならない。

2 既納の研修料は、原則として返還しない。

3 病院長は、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）に所属する看護師の研修料については、一部又は全部を免除することができる。

(研修期間)

第12条 特定行為研修の期間は、原則として1年間とする。ただし、委員会が必要と認める場合は、1年間延長することができる。

(遵守義務)

第13条 特定行為研修生は、別に定める誓約書を病院長に提出の上、研修責任者及び指導者の指示に従い研修を行うものとする。

2 特定行為研修生は、法人の内部規則等を遵守しなければならない。

(成績評価)

第14条 特定行為研修生の成績評価は、法令等で科目ごとに定められた評価方法により行う。

2 成績評価は、当該研修科目の終了後に行うものとする。

3 共通科目及び区分別科目における受講時間が当該科目時間数を満たす場合に限り、成績評価を受けることができる。

4 成績評価は、筆記試験、実技試験及び実習の観察評価により総合的に行う。

5 成績評価の評語は、優、良、可及び不可とし、優、良及び可を合格とする。

6 成績評価の基準は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 筆記試験は、100分の95以上を優、100分の85以上を良、100分の80以上を可として合格とし、100分の80未満を不可として不合格とする。

(2) 実技試験は、可を合格とし、不可を不合格とする。

(3) 実習の観察評価は、別に定める実習評価表に基づき、各科目の到達レベルに達しているかどうかを確認の上、可を合格とし、不可を不合格とする。

(追試験)

第15条 病院長は、看護師特定行為統括センター長（以下「センター長」という。）がやむを得

ない事情があると認めるときは、共通科目又は区分別科目の筆記試験又は実技試験を受けられなかった特定行為研修生に対して、追試験を行うことができる。

- 2 追試験の受験を希望する特定行為研修生は、別に定める追試験申請書を特定行為研修の責任者を経て、センター長に提出の上、申請しなければならない。

(再試験)

第16条 病院長は、第14条第6項第1号及び第2号に規定する成績評価が不可であった特定行為研修生に対して、原則として1回に限り再試験を行うことができる。ただし、委員会が必要と認める場合は、2回目以降の再試験を行うことができる。

- 2 再試験は、当該研修期間の別に定める日までに実施するものとする。ただし、委員会が研修期間の延長を認める場合は、1年間の延長期間内に実施することができる。

(補習実習)

第17条 特定行為研修生は、実習において、病気その他やむを得ない理由により別に定める症例数を満たさなかった場合には、原則として1回に限り補習実習を受けることができる。ただし、委員会が必要と認める場合は、2回目以降の補習実習を受けることができる。

- 2 補習実習は、当該研修期間の別に定める日までに実施するものとする。ただし、委員会が研修期間の延長を認める場合は、1年間の延長期間内に実施することができる。

(再実習)

第18条 特定行為研修生は、各種実習の観察評価が第14条第6項第3号に規定する基準に満たない場合には、原則として1回に限り再実習を受けることができる。ただし、委員会が必要と認める場合は、2回目以降の再実習を受けることができる。

- 2 再実習は、当該研修期間の別に定める日までに実施するものとする。ただし、委員会が研修期間の延長を認める場合は、1年間の延長期間内に実施することができる。

(修了の認定)

第19条 病院長は、次の各号に掲げる全ての要件を満たした者について、委員会における修了判定の議を経て、特定行為研修の修了を認定する。

(1) 共通科目を全て履修し、かつ、筆記試験及び実習の観察評価において合格すること。

(2) 受講を許可された区分別科目を全て履修し、かつ、筆記試験、実技試験及び実習の観察評価において合格すること。

- 2 病院長は、前項の規定により修了を認定した者に対し、所定の特定行為研修修了証を交付するものとする。

(研修中の事故等)

第20条 特定行為研修中の事故等については、本院の定めによるところにより取り扱うものとする。

(損害賠償等)

第21条 特定行為研修生は、本人の故意又は過失により、医療過誤を生じさせた場合又は法人の施設、設備等を損傷させた場合は、損害賠償等の責任を負うものとする。

(研修の停止又は中止)

第22条 病院長は、特定行為研修生が第13条及び前条の規定に違反し、又は特定行為研修生としてふさわしくない行為があったときは、委員会の議を経て、当該特定行為研修生の研修を停止又は中止することができる。

(事務)

第23条 特定行為研修生の受入れに関する事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第24条 この内規に定めるもののほか、特定行為研修生の受入れに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和3年9月29日から施行し、同年9月1日から適用する。

附 則（令和4年医学部附属病院内規第1－1号）

この内規は、令和4年1月31日から施行する。

附 則（令和5年医学部附属病院内規第1－2号）

この内規は、令和5年2月28日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

< 共通科目 >

科目	研修時間
臨床病態生理学	3 1 時間
臨床推論	4 5 時間
フィジカルアセスメント	4 5 時間
臨床薬理学	4 5 時間
疾病・臨床病態概論	4 1 時間
医療安全学/特定行為実践	4 5 時間
合計	2 5 2 時間

< 区分別科目 >

術中麻酔管理領域パッケージ

科目	特定行為	研修時間	その他
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	9 時間	手技練習 O S C E
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更 人工呼吸器からの離脱	1 7 時間	
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血	1 3 時間	手技練習 O S C E
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	脱水症状に対する輸液による補正	1 1 時間	
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	8 時間	
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整	1 2 時間	

救急領域パッケージ

科目	特定行為	研修時間	その他
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	9 時間	手技練習 O S C E
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更 非侵襲的陽圧換気の設定の変更 人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整 人工呼吸器からの離脱	2 9 時間	
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血 橈骨動脈ラインの確保	1 3 時間	手技練習 O S C E
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	脱水症状に対する輸液による補正	1 1 時間	
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時の投与	1 4 時間	

注 1 研修時間に、手技練習及び O S C E の時間は含まない。

注 2 上記のほか、実習として患者に対する実技を特定行為ごとに 5 症例以上行う。

別表第 2（第 9 条，第 1 1 条関係）

研修料（消費税等を含む。）

事項		研修料
共通科目研修料		4 0 5， 9 0 0 円
区分別科目研修料	術中麻酔管理領域パッケージ	2 7 9， 2 0 0 円
	救急領域パッケージ	2 9 8， 0 0 0 円